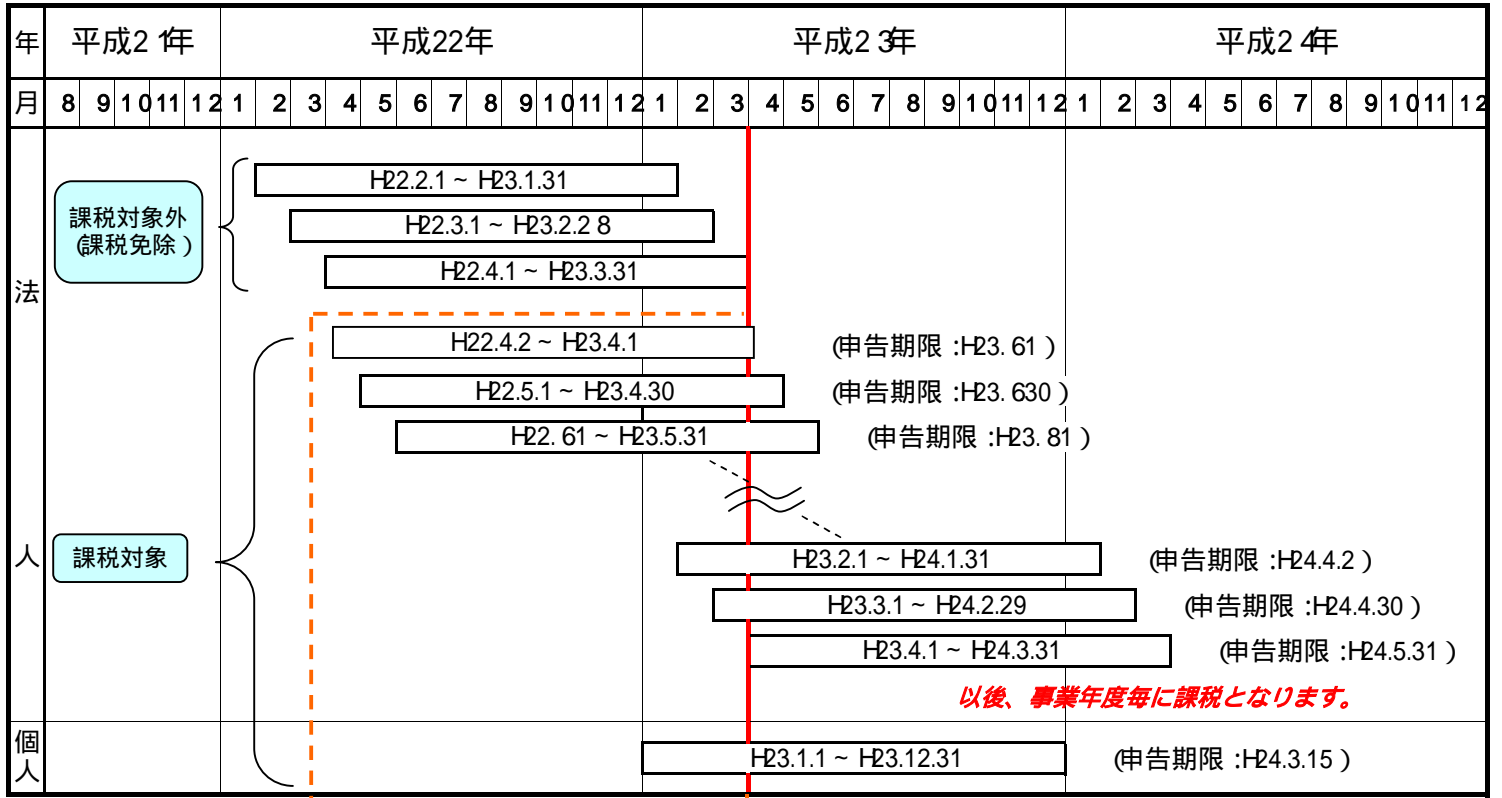


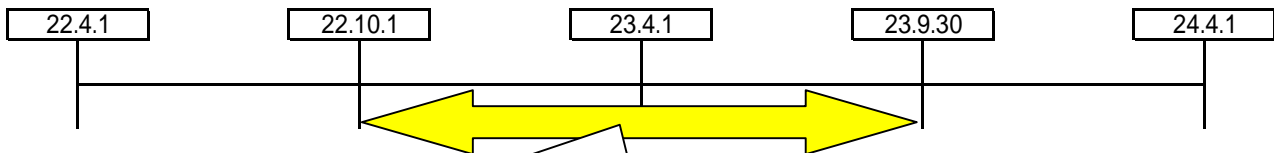
【日額田町区域の具体的な課税対象事業年度及び申告期限について】



課税開始の初年度において、平成23年4月1日以後に事業年度が終了する場合、当該事業年度のうち**平成23年3月31日以前の期間についても課税対象となります。**(月割計算はしません。)

【例】A社(10月1日から9月30日までの事業年度)の平成23年9月期の事業所税の申告の場合

算定期間中に事業所等の新設や廃止等がない場合について記載しています。  
 新設、廃止等がある場合は個別にご相談ください。



平成23年4月1日以降終了する事業年度より課税対象となるため、この算定期間については**通年で申告が必要となります。**(月割とはなりません。)

【ケース】

旧額田町区域のみに事業所X(事業所床面積 3000㎡ 従業者数 50人)がある場合

免税点の判定は、平成23年9月末日の現況で行います。



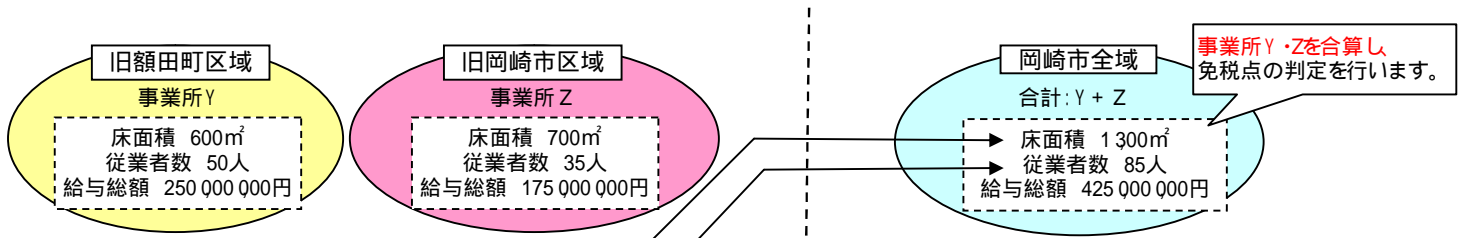
	免税点の判定	課税標準	税額	備考
資産割	3000㎡ (1000㎡を超えるため免税点超)	3000㎡	× 600円 = 1800000円	申告納付(1)
従業者割	50人(100人以下のため免税点以下)			申告不要(2)

1 課税開始日(平成23年4月1日)からの月割(3000㎡ × 6/12 = 1500㎡)ではなく、事業年度末日時点の事業所床面積にて、通年で申告となります。

2 従業者数が50人であるため、納付及び申告は不要となります。

**ケース 1**

旧額田町区域に事業所Y (事業所床面積 600㎡ 従業者数50人 従業者給与総額250 000 000円)、  
旧岡崎市区域に事業所Z (事業所床面積 700㎡ 従業者数35人 従業者給与総額175 000 000円)がある場合



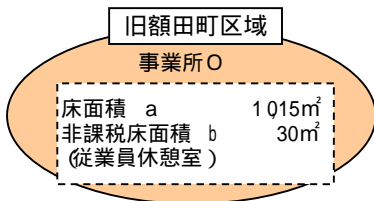
免税点の判定は、平成23年9月末日の現況で行います。

	免税点の判定	課税標準	税額	備考
資産割	1 300㎡ (1 000㎡を超えるため免税点超)	1 300㎡	× 600円 = 780 000円	申告納付 ( 3 )
従業者割	85人 (100人以下のため免税点以下)	425 000 000円		申告のみ必要 ( 4 )

- 事業所Yについても、課税開始日 (平成23年4月1日)からの月割ではなく、事業年度末日時点の事業所床面積にて、通年での申告となります。
- 従業者数が80人以上であるため、申告書は課税標準までの記載が必要となります。

**ケース 2**

旧額田町区域のみに事業所Oがある場合 (非課税規定を適用する場合)



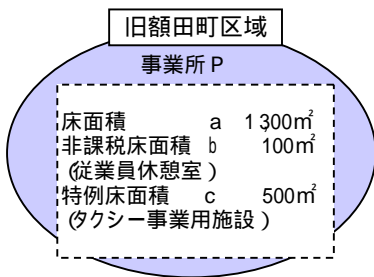
免税点の判定は、平成23年9月末日の現況で行います。

	免税点の判定 ( a - b )	課税標準 ( a - b )	税額	備考
資産割	985㎡ ( 5 ) (1 000㎡以下のため免税点以下)	1 015㎡ - 30㎡ = 985㎡		申告のみ必要 ( 6 )

- 免税点は非課税部分を除いて判定します。本ケースの場合、非課税床面積控除後の面積が98 5㎡となりますので、事業所税額は発生しません。
- 事業所床面積が800㎡以上であるため、申告書は課税標準までの記載が必要となります。

**ケース 3**

旧額田町区域のみに事業所Pがある場合 (非課税規定及び課税標準の特例を適用する場合)



免税点の判定は、平成23年9月末日の現況で行います。

	免税点の判定 ( a - b )	課税標準 ( a - b - c )	税額	備考
資産割	1 200㎡ ( 7 ) (1 000㎡を超えるため免税点超)	1 300㎡ - 100㎡ - 500㎡ ( 8 ) = 700㎡	× 600 = 420 000円	申告納付

- 免税点は非課税部分を除いて判定します。本ケースの場合、非課税控除後の面積は1200㎡となりますので申告納付が必要となります。  
なお、特例床面積は免税点の判定上、**控除の対象とはなりません。**
- 特例床面積は免税点の判定上、控除の対象とはなりません、**税額の軽減対象となります。**